

■【トピックス】

祝！5周年



このニュースレターも配信を始めて5年が経ちました。今号でちょうど60号です。毎月休まずに配信できました。これも読者の皆様のお蔭と感謝申し上げます。

ニュースレターを配信していて良く聞かれるのはネタのことで

「毎月、よく書くネタが続くねえ」といわれますが、仕事をしていると何かしら気づきがありますね。一番多いのは、クライアントの方から聞かれたことでしょうか(汗)。

■【ビジネス・アイ】

更正の申出（過年度分特例）

社長 「税制改正大綱とか社会保障・税一体改革大綱とか税金に関するものがいろいろ発表されているけど、注意しなければならないものはあるかなあ？」

花野 「そうですね。注意という訳ではありませんが、昨年の12月2日に改正された国税通則法という法律で更正の請求が1年から5年に延長されたのがちょっと気になりますね」

社長 「へえ、延長されたというけど、更正の請求ってそもそも何なの？」

花野 「更正の請求というのは、例えば過去に納めた税金の計算が間違っていて過大に納付していたとしますよね。その過大に納めた税金を返してもらう手続きなんです」

社長 「そうなんだ。それが1年から5年に延長されたというのはどういう意味なの？」

花野 「税金を返してくれるといっても無制限に過去に遡って返してくれる訳ではなく、申告期限から1年に限って返しませうというのが従来の制度だったのですが、それを5年前までいいですよと変更されたんですよ」

社長 「それはいつから適用されるの？」

花野 「去年の12月からですが、今回は改正の趣旨を踏まえて過去に遡って適用されます。その場合には『更正の申出』という手続きで行うことになります」

社長 「それじゃあ過去の申告を見てみようかな(笑)」

■【今月のキーワード】

更正の請求

納付した税金が多すぎた場合や還付された税金が少なかった時に、税務署から納めた税金を返してもらうことができます。その場合には、税務署に対して「更正の請求」という手続きを行います。

ただし、この更正の請求には、請求期限が定められています。従来は、法定申告期限から1年以内に行う必要がありましたが、平成23年12月2日以後に申告期限を迎えるものから5年以内に延長されました。これに伴い過年度分についても「更正の申出」という手続きで対応することになりました。

■【今月の1冊】

『WordPressで加速させる！ソーシャルメディア時代の[新]SEO戦略マニュアル』 松尾 茂起 著

秀和システム ¥2580

この本の前半6割が、最新のSEO（検索エンジン最適化）に関する解説です。この部分だけのために、この本を買って読む価値があります。

WordPressを利用しない場合は、後半は読む必要がありません。

WEBサイト、ブログ、SNSなどネットで集客をしている人にお勧めです。無駄な有料リンクを買う前に是非お読みください！



■【編集後記】

早いもので3.11から1年経ちます。被災地以外では日常を取り戻していますね。でも、まだ災害は続いています。東日本では、余震が続いていますし、原発事故は収束していません。長期戦を生き抜く心構えを忘れないようにしたいと思います。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 60（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2012.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>